平成２７年（フ）第４９８号
埼玉県草加市柿木町711番地５
債務者　有限会社カーゴ・サービス
代表者取締役　山本　喜隆
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斉藤　耕平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月11日午後４時30分
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１７２５号
名古屋市昭和区南分町４丁目53番地
債務者　株式会社ランドハウス
代表者代表取締役　田邊　政典
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺島　隆宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月23日午後１時50分
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第７１号
北海道空知郡南幌町南９線西８番地
債務者　中橋　光男
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第１３１号
北海道虻田郡洞爺湖町泉26番地１　泉公園団地３－302
債務者　館山　由佳
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第１３４号
北海道室蘭市港北町４丁目22番１号
債務者　青木　三雄
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第１５２号
群馬県太田市新田市野井町233番地２
債務者　丸山　浩明
1　決定年月日時　平成27年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第２１０号
静岡県富士市伝法1750－１　ロイヤルマンション307号、住民票上の住所静岡市葵区千代田７丁目10番35―202号
債務者　竹内　徳明
1　決定年月日時　平成27年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第２４５号
静岡県富士市富士見台３丁目１番地の２　市営住宅富士見台団地Ａ―208号
債務者　渡邉　知見
1　決定年月日時　平成27年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１７５５号
名古屋市熱田区八番２丁目21番19号　フォーブル渋谷Ａ棟111号、従前の住所名古屋市熱田区四番１丁目16番15号　荘苑熱田10Ｂ号
債務者　小川　節子
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７５８号
名古屋市千種区春里町２丁目５番３－307号　新楠荘
債務者　髙橋　侑矢
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７５９号
愛知県小牧市大字久保一色3582番地２
債務者　佐藤　温子（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２８６号
愛知県一宮市浅井町前野字北出41番地１
債務者　風浦　里奈
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２５０号
香川県高松市元山町124番地１　コーポ川添401
債務者　武智　大介
1　決定年月日時　平成27年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１５８８号
福岡県糸島市志摩初71番地12、住民票上の住所福岡市西区大字太郎丸662番地
債務者　冨山　哲平
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５９４号
福岡市南区井尻５丁目26番41―205号
債務者　田中　恵美
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６１３号
福岡市南区向野１丁目11番９号
債務者　八木　絹子
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６１６号
福岡市東区多の津５丁目20番５号
債務者　水田　純一
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部